



大東建託グループ

大東建設株式会社



環境活動レポート 2025

contents

■環境方針	… P04
■環境目標	… P05
■事業所の概要	… P06
■環境活動実施体制	… P07

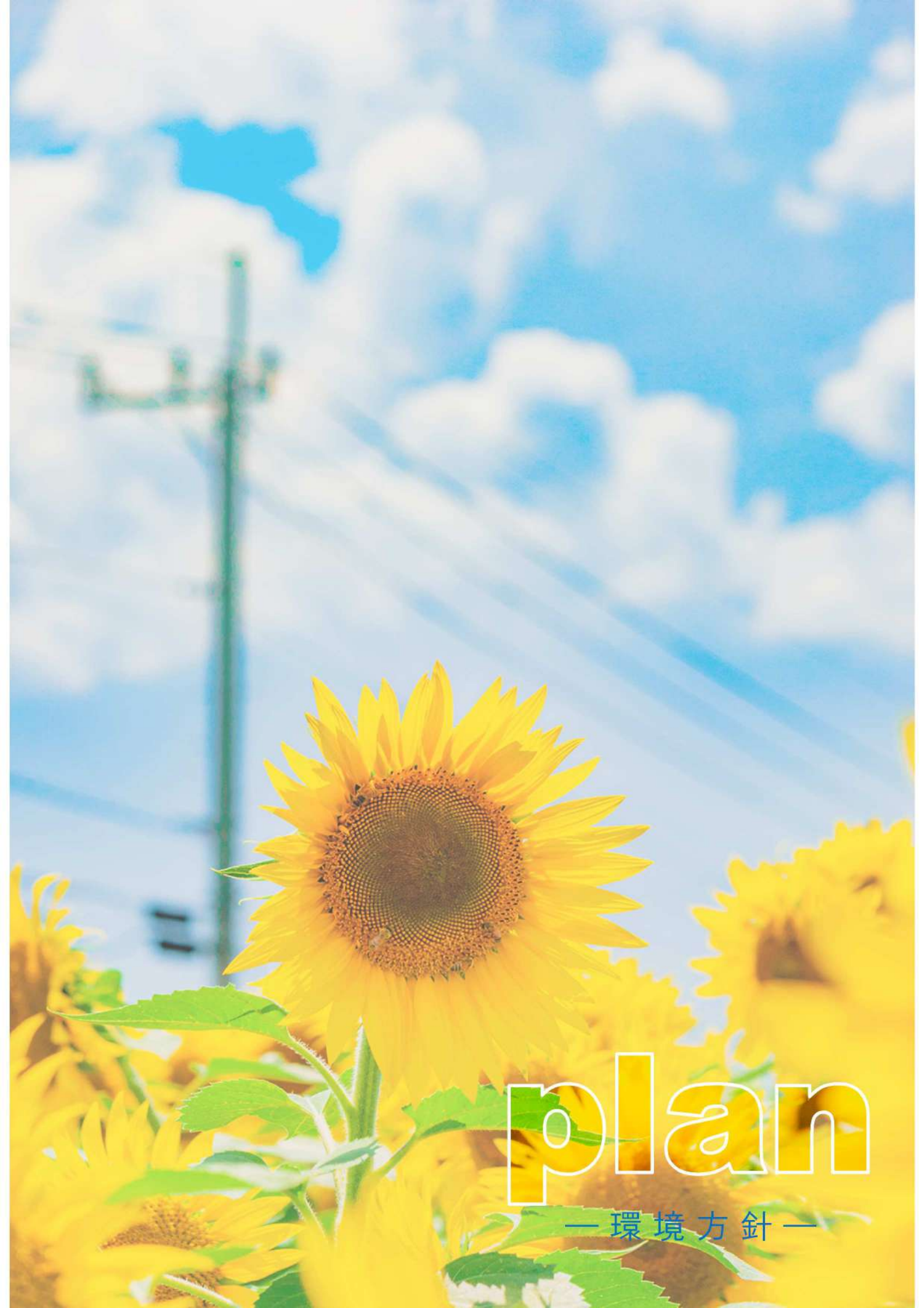
plan

■産業廃棄物の分別	… P10
■エネルギー消費削減	… P11
■環境保全活動	… P12
■エコキャップ運動	… P14

activities

■環境目標数値と 実績及び評価	… P16
■建設廃棄物リサイクル法	… P17
■環境関連法規制への違反 訴訟等の有無	… P18
■全体評価と見直し事項	… P20

result



plan

— 環境方針 —

環境方針

基本方針

大東建設社員はすべての事業活動において、省資源、再利用、再資源（3R）に努め、地球環境の保全に積極的に取り組みます。

また、建設事業者として、地域社会や自然との調和を重視し、良好な住環境づくりに取り組みます。

行動指針

基本方針に基づき、以下の事項について取り組んでまいります。

1. 環境関連法規制を遵守し、事業活動を行っていきます。
2. 事業活動が環境に与える影響を十分に認識し、CO₂排出削減に努めます。
3. 省資源・省エネルギー活動に取り組みます。
4. グリーン購入対象品の購入率向上に努めます。
5. 廃棄物の適正処理・排出量の削減及びリサイクル率の向上に努めます。
6. 地域社会と共同による環境保全、改善に積極的に参画します。
7. 環境啓発活動・環境教育を行い、社員の環境に対する意識を高めます。



2026年 4月
大東建設株式会社
代表取締役社長 小川 浩一郎



環境目標

環境関連法令の対応

- 環境関連法令の管理体制を強化し、改正時および年1回（4月）の周期で対応状況を確認、遵守に取り組む。

自社に即した環境教育活動の実施

- 社員に対し環境教育・活動を実施し、環境活動への意識向上を図る。
- 環境会議等であがった議題を全社員に周知し、環境活動への理解を深める。
- 協力業者に対し、会議等で当社の環境への取り組みを周知し、双方で環境への意識を高める。



省エネルギーへの取り組み

- クールビズ・ウォームビズの継続実施により、空調による温室効果ガスの排出削減を図る。
- 休憩時間、未使用時のPC電源・室内電灯の電源OFFを行い電力使用量の削減を図る。
- アイドリングストップやエコドライブ、公共交通機関の利用促進等、排気ガス排出量の抑制に努める。

省資源への取り組み

- 紙書類の電子化、電子印鑑利用による紙申請の削減を促進し、ペーパーレス化を図る。
- 重要書類以外の印刷物廃棄前に、裏紙利用を行い廃棄量を削減する。
- 事業所水道の節水を啓蒙し、水道水使用量の削減を図る。

環境配慮資材の購入

- 事務用品購入時、環境対応マークの付いた商品の積極購入を行う。

事業所の概要

組織の概要

1. 事業所及び代表者名
大東建設株式会社
代表取締役社長 小川 浩一郎
2. 所在地
〒115-0045
東京都北区赤羽2丁目51番3号 NS3ビル7階
[TEL] 03-5939-3500 [FAX] 03-5939-3510
[URL] <https://www.daito-j.com/>
3. 環境管理責任者
代表取締役社長 小川 浩一郎
4. 環境管理担当者
関東工事部部长 佐々木 正人
[TEL] 03-5939-3500 [FAX] 03-5939-3510
[MAIL] sm070460@kentak.co.jp
5. 事業内容
賃貸・分譲マンションを中心としたRC造の建築施工
軽作業
警備事業、など
6. 事業の規模
[資本金] 400百万円
[従業員数] 184名 2026年4月時点
[完成件数] 21件 2025年度
28件 2024年度
32件 2023年度
※営繕工事を除く
7. 事業施設
[本社]
〒115-0045
東京都北区赤羽2-51-3 NS3ビル7階
[千葉事業所]
〒270-0163
千葉県流山市南流山3-11-5 秋元ビル2階
[東京事業所]
〒115-0045
東京都北区赤羽2-51-3 NS3ビル7階 (本社隣)
[神奈川事業所]
〒194-0022
東京都町田市森野1-7-23 大樹生命町田ビル3階
[大阪事業所]
〒532-0011
大阪府大阪市淀川区西中島3-9-12 空研ビル9C号室

環境活動実施体制

代表者 環境管理責任者	
代表取締役社長	小川 浩一郎

関西事務局	
関西工事事務部長	中崎 賢一

関東事務局	
関東工事事務部長	佐々木 正人
管理部	鯉淵 真衣
管理部	町田 和子
管理部	樺 絵里奈
管理部	青山 紗枝
施工管理部	中村 桃子

施工管理グループ（本社）	
施工管理部	設備積算管理部
部長 佐々木 正人	部門次長 宮内 利昌

施工管理グループ（事業所）			
千葉事業所	東京事業所	神奈川事業所	大阪事業所
事業所長 黒田 博	事業所長 安達 芳夫	事業所長 江口 智太	事業所長 中崎 賢一

業務グループ	
管理部	
課長代理 山本 理香	

本 社	事 業 所
工事事務部 施工管理部 設備積算管理部 管理部 安全品質管理部 周辺事業部 営業部	千葉事業所 東京事業所 神奈川事業所 大阪事業所

各 施 工 現 場

環境活動実施体制

所 属	役 割
代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境方針の決定 ・ 環境目標の決定
環境管理 責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境目標の達成状況把握および改善指示 ・ 環境経営システム・環境方針の評価と見直し および改善指示
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集およびデータ分析 ・ 環境目標の決定
業務グループ	<p>一般管理に関する事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境システムに関する取り組み内容把握 ・ 具体的取り組み事項の推進 ・ 環境目標達成に向けた取り組み実行の指導
施工管理 グループ (本社) (事業所)	<p>工事現場に関する事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境システムに関する取り組み内容把握 ・ 具体的取り組み事項の推進 ・ 環境目標達成に向けた取り組み実行の指導 ・ 環境負荷及び取り組みの自己チェック実施
全従業員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境方針への理解と積極的な取り組みを 行う。

activities

— 環境への取り組み —

産業廃棄物の分別



産業廃棄物については
適切にリサイクルを行うため
場所を確保し、細かく分別を行えるよう
各施工現場にて徹底しています。

狭い土地での施工現場においても
工夫し、スムーズに分別ができるよう
対応しています。



エネルギー消費削減



**施工中の現場事務所や
各事業所において
節電・節水などエネルギー
消費削減への取り組みを
行っています。**

**また、環境に対する情報の
共有を会議などを通して
随時行っています。**



河川敷ごみ拾い活動

本社近くの河川敷でごみ拾い活動を行いました



Topic

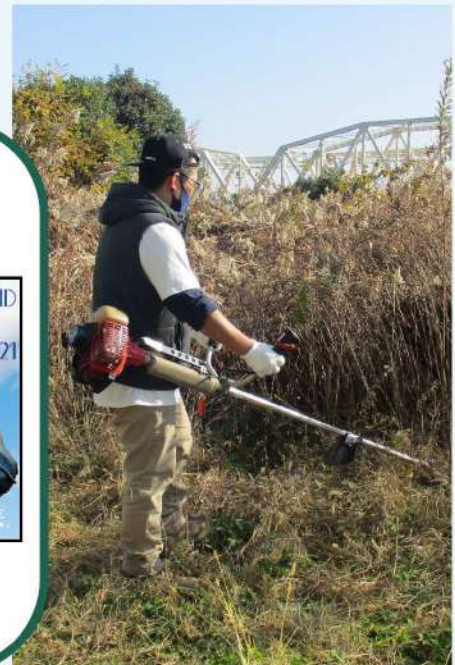
活動の様子はクリーンエイド活動の冊子にも取り上げられました。

24 大東建設(株)

千住新橋下流右岸(足立区)



大東建設はグループ会社別に本社がグループ全体積極的に環境保
取り組んでお
今回、想像以
ごみの量を目
にし、環境につ
えるのと同じに、交流
を深める場にもなりました。企画から運営まで荒川クリーンエイド・
フォーラム様に多大なご協力をいただき、有意義な活動にすることが
できたと感じております。ありがとうございます。





森林間伐活動

森林で間伐材伐採の手伝いを行いました



海岸清掃活動

千葉県の海岸で清掃活動を行いました



生態系保全活動

生態系保全活動の一環として田植えを行いました



エコキャップ運動

大東建設では、NPO法人エコキャップ推進協会を通じ、ペットボトルキャップのリサイクルに取り組んでいます。

? NPO法人エコキャップ推進協会とは

- ・リサイクルの促進
 - ・CO2の削減
 - ・売却益で発展途上国の医療支援
 - ・障がい者・高齢者雇用促進
- などの4つを目的とし活動している団体です。



エコキャップを通しての活動は拡大を続けており、子ども食堂プロジェクトや絵本の作成、医療支援の拡充など、あらゆる活動の幅を広げ、持続可能な社会を実現するために活動をされています。



子ども食堂プロジェクト

きゃっぷりんのえほん



エコキャップ 受領書

大東建設株式会社
千葉事業所 御中
〒117-9736-4
分室 谷村
ご住所：千葉県房総市南栗山13-11-5
秋元ビル2階

2023/08/21

NPO法人
ECCO-CAP
エコキャップ推進協会
〒231-0021
東京都中央区新富16-5-1
電話 03-6452-1092
TEL 03-6452-1092
FAX 03-6452-1295
http://ecocap.or.jp

今回受領総数：645個 累計個数(2023/08/21時点)：645個

受領日	数量	回収率(%)	備考
2023/08/21	1,50kg	64.5%	

ご提供いただいたエコキャップは再生プラスチック原料として検査し、医療支援や障がい者支援、子どもたちへの環境教育等、様々な社会貢献活動にあてられています。
ご協力ありがとうございました。皆様のご厚意を大切に致します。

● 累計のキャップをゴミとして焼却した場合のCO2発生量
= 4.73kg
キャップ1kgが約3.14gのCO2削減に相当します。

第10期に新たにご参加いただいたエコステーションをご紹介します

エコキャップ推進協会の活動の目的の一つとなっております。皆様がいちご支援としてエコステーション増設があります。今回は2016年9月より新たにご参加いただいた枚数にありまして「NPO法人 生活支援ハウス アンファン」さんをご紹介します。

理事長 原田さまより
エコキャップは回収することからすでに社会とつながっています。分別・シールがしなど得意とすることを見つけ、やり方を工夫することによって弊舎がある人も参加できる仕事になります。

全文は、エコキャップ推進協会ホームページをご覧ください。
http://ecocap.or.jp/raipoint_20151226.html
エコキャップ新聞 2月号掲載

ご協力いただいた施設を掲載しております。法人本部までお問い合わせください。

※掲載の受領総数は当協会HPの「キャップ回収実績」に、掲載させていただきます

エコキャップ運動にご参加いただいている企業のCSR、SDGsのパナー広告を募集しています。
このパナー広告は寄付金扱いになります。
パナー広告掲載料は年間30,000円・50,000円になります。
掲載させていただいた場合、企業・団体のロゴをクリックすると企業・団体のHP(URL)に移動し、企業・団体のCSR、SDGsの活動等のご紹介をします。
詳細はこちら https://ecocap.or.jp/csr_apply/

大東建設ではその活動内容に賛同し、現場と一緒に施工をしてくださっている協力業者様を含めた、大東建設の業務に関わる全員でエコキャップ運動へ参加しています。

活動へ参加することにより、社員や協力業者様のSDGsへの興味や理解を深め、環境活動へ前向きに取り組みが出来る環境を作っています。

NPO法人エコキャップ推進協会
<https://ecocap.or.jp/news/>

result

— 取り組み成果 —

環境目標数値と実績および評価

2024年度実績値一覧

エネルギー	
分類	消費量
電気(kwh)	661,917
軽油(kl)	127.61
ガソリン(kl)	14.25

水資源	
分類	消費量
上水道(m ³)	22,690.6

大気	
分類	消費量
二酸化炭素(t-CO ₂)	766,061

廃棄物	
分類	消費量
紙(t)	1.10
段ボール(t)	0.08
缶(t)	0.05
ペットボトル(t)	0.05

グリーン購入	
分類	消費量
グリーン購入比率(%)	47.83

原材料	
分類	消費量
鋼材(t)	7,612.18
コンクリート(m ³)	86,494.10
砕石(1000t)	1.20
木材(1000m ³)	0.47
プラスターボード(t)	1474.52
断熱材(kg)	63.91
ガラス(t)	112.38
鋼製建具(t)	159.92
タイル(百万円)	225.77
石(t)	2.98
陶器(t)	40.28
左官材料(t)	1,019.88
塩ビシート(t)	38.22
クロス(t)	38.62
プラスチック(t)	438.45
電線(t)	67.97
銅線・金属製品(t)	298.42
コンクリート製品(t)	118.34

環境目標数値と実績および評価

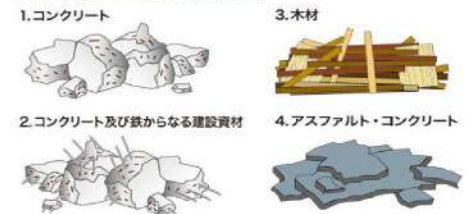
建設廃棄物リサイクル法

建設リサイクル法では、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、一定規模以上の建設工事(対象建設工事)について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けています。

対象建設工事

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80㎡以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500㎡以上
建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等)	床面積の合計 1億円以上
建築物以外の工作物の工事(土木工事等)	請負代金の額 500万円以上

【対象となる特定建設資材】



リサイクルの流れ

建設リサイクル法

廃棄物の適正処理とリサイクルの推進に向けて

解体

分別

リサイクル

建設廃棄物の現状

建設リサイクル法の施行によって、特定建設資材廃棄物のリサイクルが促進され、建設廃棄物全体の再資源化・削減率も向上しました。

建設廃棄物のリサイクル率等の推移

建設廃棄物の発生量

建設系廃棄物の不法投棄の割合

大東建設2022年度 リサイクル率(平均)

コンクリートがら	100.00%	金属くず	99.79%
アスコンがら	100.00%	紙	96.11%
その他がれき類	51.66%	木材	99.44%
ガラス・陶磁器くず	52.19%	繊維くず	86.28%
廃プラスチック	61.01%	廃石膏ボード	72.52%

環境関連法規への違反、訴訟等の有無

環境法令規制等遵守チェックリスト

法令・規制	届出・規制	適用範囲・条件	確認日	適否	所属 確認者
廃棄物の処理および清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	産業廃棄物の委託処理	産業廃棄物 汚でい、廃油、廃ブラ、建設木くず、建設紙くず、建設織紐くず、 金属くず、ガラスくずおよび陶磁器くず、がれき類、ゴムくず、コン クリート破片など「石綿含有（重量比0.1%超）産業廃棄物」 「リース業に係る木くずおよび運送用パレットに係る木くず」（平 成20年4月1日施行）	2026.04.01	適	佐々木部長
	特別管理産業廃棄物管理責任者、排出事業所、 排出報告の届出	特別管理産業廃棄物（特に飛散性石綿系解体：廃石綿等）自治体に より上乗せ基準	2026.04.01	適	佐々木部長
	排出事業者が産業廃棄物 を保管する場合の届 出	排出事業者がその事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外に おいて自ら行う保管の届出（保管の用に供される場所の面積が300平 方メートル以上の場所で行われるもの）	2026.04.01	適	佐々木部長
	産業廃棄物管理票の写 しの保存	当該管理票の写しを交付した日から5年間保存しなければならない （産業廃棄物の運搬受託者または処分受託者は、委託者とされている 場合において、管理票の交付を受けていないにもかかわらず産業 廃棄物の引き渡しを受けてはならない。ただし、処分受託者が、電 子マニフェストを利用し、情報処理センターを経由して当該産業廃 棄物の運搬または処分が終了した旨を報告することを求められた場 合は、この規定は適用しない。）	2026.04.01	適	佐々木部長
	建設工事に伴い生ずる 廃棄物の処理の責任	建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が、事業者として 当該工事から生ずる廃棄物全体について処理責任を負う。元請業 者を事業者とする。元請業者は、発注者から請け負った建設工事 （下請負人に行わせるものも含む）に伴い生ずる廃棄物の処理につ いて事業者として自ら適正に処理を行い、又は委託基準に則って適 正に処理を委託しなければならない。	2026.04.01	適	佐々木部長
	多量排出事業者の処理 計画及びその実施状況 の報告の提出	産業廃棄物を多量に排出する事業者が作成することとされる産業廃 棄物の減量その他処理に関する計画及びその実施状況の報告の提出。 （前年度の産業廃棄物の発生量が1000トン（特別管理産業廃棄物 は50トン）以上の事業場を設置している事業者・当該年度の6 月30日までに提出）	2026.04.01	適	佐々木部長
建設廃棄物処理指針 (建設廃棄物処理ガ イドライン・建設廃 棄物処理マニュアル)	産業廃棄物の処理、委 託	産業廃棄物・汚でい、廃油、廃ブラ、建設木くず、金属くず、ガラ スクず建設廃材、ゴムくず、コンクリート破片など	2026.04.01	適	佐々木部長
建築物の解体等に係 る石綿飛散防止対策 マニュアル	解体・改修工事に伴う 石綿等の除去作業等	大気汚染防止法に定める「特定建築材料（石綿等）」使用の工作物 建築物の解体等の石綿飛散防止	2026.04.01	適	佐々木部長
大気汚染防止法	解体・改修工事に伴う 「特定建築材料(石綿 等)」の除去作業	特定粉じん等排出作業 「吹付け石綿及び石綿含有の断熱材、保温材、耐火被覆材」使用建 築物及び工作物	2026.04.01	適	佐々木部長
容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 (容器包装リサイク ル法)	建設工事全般	一般廃棄物である容器包装廃棄物を対象とする。	2026.04.01	適	佐々木部長
自動車から排出され る窒素酸化物及び粒 子状物質の特定地域 における総量等の削 減に関する特別措置 法(自動車NOx 法・PM法の手引 き)	特定建物の新設	自動車需要を大きく生じさせる用途（「特定用途」劇場・ホテル・ 店舗・事務所・工場等）で一定規模以上のもの・「窒素酸化物重点 対策地区」、「粒子状物質重点対策地区」	2026.04.01	適	佐々木部長
	ディーゼル乗用車の使 用	本・支店の使用車両のうち、排出基準に適合していない車両・東京 都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県 の一部(特定地域)	2026.04.01	適	佐々木部長
建設業に係る特定地 域における自動車排 出窒素酸化物の排出 の抑制を図るための 指針	マイクロバス、貨物車、 クレーン車、コンク リートミキサー車など	協力会社の持ち込み車両など指定地域における削減努力	2026.04.01	適	佐々木部長
特定特殊自動車排出 ガスの規制等に関す る法律 (オフロード法)	ブルドーザ、クローラ クレーン、くい打ち機、 タワークレーン、ドリ ルジャンボなど	協力会社の持ち込み建設機械など	2026.04.01	適	佐々木部長
特定物質の規制等に よるオゾン層の保護 に関する法律(オゾ ン層保護法)	解体工事、改修工事に おける空調設備、消火 設備等	特定物質（CFC等）を使用する設備からの排出抑制	2026.04.01	適	佐々木部長

環境関連法規への違反、訴訟等の有無

法令・規制	届出・規制	適用範囲・条件	確認日	適否	所属 確認者
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）	解体工事（改修工事）	冷媒用フロンの回収・破壊の措置・エアコン、冷蔵・冷凍機器（ショーケース、自販機、冷水器等々含む）	2026.04.01	適	佐々木部長
騒音規制法	杭打ち機、びょう打機、削岩機、空気圧縮機等を使用する作業	特定建設作業・適用指定地域	2026.04.01	適	佐々木部長
振動規制法	杭打ち機、くい抜き機、ブレーカー、舗装版破砕機を使用する作業	特定建設作業・適用指定地域	2026.04.01	適	佐々木部長
悪臭防止法	悪臭発生の可能性のある作業（塗装工事・アスファルト防水工事・汚泥乾燥等）	都道府県知事が定めた規制地域	2026.04.01	適	佐々木部長
土壌汚染対策法	指定地域内での土地の改変 3000m ² 以上の土地の形質変更	土工事 有害物質使用特定施設の廃止（跡地） 撤出の規制 撤出汚染土壌管理票汚染土壌処理業許可 指定調査機関	2026.04.01	適	佐々木部長
環境影響評価法の一部を改正する法律	環境影響評価法の対象事業についての手続き	①許認可が必要な事業 ②補助金が交付される事業 ③独立行政法人が行う事業 ④国が行う事業	2026.04.01	適	佐々木部長
土壌の汚染に係る環境基準について（環境基本法）	土工事	工事開始後の汚染判明 埋没廃棄物等	2026.04.01	適	佐々木部長
地下水の水質汚濁に係る環境基準について（環境基本法）	土工事	工事開始後の汚染判明 異臭地下水等の発生	2026.04.01	適	佐々木部長
自然環境保全法	工作物等の設置	自然環境保全地域内 高さ10m以上床面積200㎡以上の建築物、高さ10m以上水平投影面積200㎡以上の工作物、その他	2026.04.01	適	佐々木部長
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）	工作物等の設置	生息地等保護区内 床面積200㎡以上の建築物、水平投影面積200㎡以上の工作物、鉄塔等30m以上その他	2026.04.01	適	佐々木部長
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法（鳥獣保護法）	工作物等の設置	鳥獣特別保護区内 1ha以上の埋立、20%以上の間伐、動植物の損傷等含む	2026.04.01	適	佐々木部長
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	第1種特定化学物質、第2種特定化学物質	物質及び使用製品の取扱事業者に対する技術上の基準適合義務・表示義務	2026.04.01	適	佐々木部長
低炭素アクション	CoolBiz（クールビズ）	温室効果ガス削減のために、冷房時の室温を28℃に。	2026.04.01	適	佐々木部長
	WarmBiz（ウォームビズ）	冬の地球温暖化対策の一つとして、暖房時に室温20℃で心地よく過ごすことのできるライフスタイル。	2026.04.01	適	佐々木部長
	ライトダウン	地球温暖化防止のため、ライトアップ施設や家庭の照明を消していただくよう呼び掛ける「CO2削減／ライトダウンキャンペーン」	2026.04.01	適	佐々木部長

環境慣例法規への違反・訴訟等について

対象項目	該当期間	件数	適否	確認者
関連法規に係る違反	2024年4月1日～2025年3月31日 確認日：2025年4月1日	0	適	工務課
関連法規に係る訴訟		0	適	工務課
関連法規に係る行政指導		0	適	工務課
関連法規に係る行政処分		0	適	工務課

■2024年4月1日～2025年3月31日の期間において、関連法規に係る違反、訴訟、行政指導、行政処分はありませんでした。なお、2006年4月1日～2024年3月31日の期間においても、関連法規に係る違反、訴訟、行政指導はありません。

全体評価と見直し事項

全体評価

目標値を大きく上回った項目が多く出る結果となりましたが、経営方針の変化による算出方法や算出規模の変更が原因として考えられ、今後の事業拡大や新規事業の状況によっては、同様に一時的な目標値・前年度比の超過が予想されます。

事業展開するなかでも、各部署にてひとつひとつ着実に環境負荷を減らせる方法を模索しながら、全社員が一丸となり取り組みを進めていけるよう、今後も啓蒙活動を重点的に環境活動を実施予定です。

また、積極的に行っております若手社員を中心とした環境活動の実施については、近年では若手社員自らが環境活動を企画・実施する体制を取っており、より環境問題について各々が考えられる場となるように工夫し活動を続けております。

環境活動を通して社員間のコミュニケーションや企業力をより高められるよう、今後も幅広い視野で環境活動に取り組んでいきたいと考えております。

見直し事項

見直し事項	変更の必要性	変更の必要性が有る場合の見直し項目
環境活動実施体制	あり	各グループでの役割分担を現状に即した内容に変更が必要と考えられます。
環境方針	なし	
環境目標	あり	目標とする項目に対し見える化を図り、具体的数値や回数・内容をわかりやすくする必要があると考えられます。





〒115-0045 東京都北区赤羽2-51-3 NS3ビル7階

☎ 03-5939-3500 ☎ 03-5939-3510

